



# 瀬戸市暴力団排除条例が 10月1日から施行となります

この条例は、市、市民、事業者などが一体となって、地域経済や市民生活の場から暴力団を排除し安全で平穏な瀬戸市を確立するために制定されました。

## ■ 基本理念

- ・ 暴力団が事業活動や市民生活に不当な影響を与える存在であることの共通認識を持つこと
- ・ 「暴力団を利用しないこと」「暴力団に協力しないこと」「暴力団と交際しないこと」
- ・ 市、市民、事業者が相互に連携し、協力して取り組むこと

## ■ 市の責務

- ・ 市民、事業者の協力を得るとともに、愛知県暴力追放運動推進センターなどと連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施すること
- ・ 暴力団の排除に関する情報を知ったときは、警察署など関係行政機関に情報提供すること

## ■ 市民と事業者の責務

- ・ (共通の責務) 市が実施する暴力団の排除に関する施策への協力や情報の提供
- ・ (市民の責務) 自主的で相互に連携した暴力団排除活動の実施
- ・ (事業者の責務) 行う事業により暴力団に利益を与えないようにすること

## ■ 基本的な施策

- ・ 市の公共工事や事務・事業からの暴力団関係者などの排除
- ・ 市の公共施設などが暴力団の活動に利用されることにより、暴力団の利益になると認める場合は使用などの不許可、取り消しなど
- ・ 市民などが行う暴力団排除活動に対する支援と情報提供
- ・ 暴力団の排除の気運を醸成するための広報・啓発活動

## 愛知県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)との関係

### 断る勇氣。断つ勇氣。 ※本市にも適用される主な規定

暴力団の排除活動などにより、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察が保護のための必要な措置を実施します。

#### 主な禁止行為 (行政的な措置)

- ・ 事業者が、暴力団員などに対して金品を渡すことの禁止 (金品を受け取った暴力団員なども同じ)  
→悪質な行為は「勧告・氏名などの公表」
- ・ 暴力団事務所として使用されることを知って、不動産の譲渡などの契約をすることの禁止 (代理・媒介する者も同じ)  
→悪質な行為は「勧告・氏名などの公表」

#### 主な禁止行為 (罰則)

- ・ 学校などの敷地の周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設・運営の禁止  
→違反者は「罰則」(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)
- ・ 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止  
→違反者は「中止命令」。命令違反者は「罰則」(6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)